

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

平成 28 年 4 月 1 日
 理事長 松山 良一

寄附金募集・交付金交付制度の利用要件緩和

～小規模国際会議のご利用も可能になりました～

○JNTO では日本への理解の促進と来訪者の増加を図るため、日本での国際会議の開催を増進しており、その一環として寄附金募集の支援を行っております。当機構は特定公益増進法人に指定されているため、国際会議主催者が寄附金を募集する際に JNTO を窓口として募集をされますと、寄附者は課税優遇措置を受けられます。JNTO では当制度を 1994 年に開始し、これまでに約 450 件の国際会議支援実績がございます。

○JNTO では当制度をこの度平成 28 年度税制改正を受けて、小規模会議の開催促進を目的として、(JNTO における)本制度の対象会議要件を一部緩和いたしました。

政府の平成 28 年度税制改正「寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大」を受け、JNTO は小規模会議や地方都市での国際会議開催を促進するため、下記の通り要件の緩和を行うことと致しました。

なお、交付金の資料につきましては JNTO のホームページからもダウンロードが可能となっております。
http://mice.jnto.go.jp/service/fund_raising.php

国際会議の開催にかかる寄附金募集をご検討の際には、是非ご相談ください。

旧制度要件

- ・全参加者数おおむね 200 人以上
- ・外国人参加者数おおむね 50 人以上
- ・開催経費おおむね 2,500 万円以上
- ・参加国数おおむね 10 ヶ国以上
(日本を含む)



新制度要件

- (全参加者数要件撤廃)
- ・外国人参加者数おおむね 50 人以上
- ・開催経費おおむね 500 万円以上
- ・参加国数 3 ヶ国以上
(日本を含む)

小規模国際会議の制度利用が可能に